

よくある質問

Q1: CPCレポートとCPC要約の違いは？

A1: CPCレポートとは・・・

担当患者が死亡され、病理解剖が施行された場合に作成されるべきもの。CPC（検討会）時に検討された病理学的項目以外にも臨床経過や死亡に至る病態などについて研修医自身の考察が行われる必要がある。このため、担当医としての関わりがあることが必要条件であり、CPC（検討会）に参加して初めて触れる症例について作成することは出来ない。通常A4サイズで複数枚になると思われる。CPCレポートは1症例分の提出で、経験目標に含まれる「CPCレポートの提出」の修了要件を満たす。

CPC要約とは・・・

担当症例ではなく、定期的で開催されるCPC（検討会）に出席して初めて触れる症例で、CPC（検討会）当日の臨床的・病理学的検討をふまえて作成されるもの。病理学的診断および考察からなり、通常A4サイズで1枚程度の内容である。CPC要約は2症例分の提出及び2回分のCPC検討会出席をもって、経験目標に含まれる「CPCレポートの提出」の修了要件を満たす。

Q2: CPCレポートを作成することが出来る人はどのような人か

A2: 原則として、その症例に対し主治医（もしくは主治医グループの一員）としての関わりがあり、病理解剖に立ち会った研修医が当該症例についてのCPCレポートを作成することができる。したがって、当該症例に対しCPC（検討会）に出席して初めて触れる場合には、CPCレポートを作成することは出来ず、CPC要約を作成することとなる。

Q3: CPC（検討会）の出席とCPC要約との関係はどうなっているのか

A3: CPC要約の提出にて、修了要件を満たそうとする場合には、CPC（検討会）の出席2回分とCPC要約の提出2症例分のいずれもが必要である。いずれかが不足している場合には、修了要件は満たされない。

Q4: 1回のCPC（検討会）で複数の症例の検討が行われた場合には、どのような取り扱いになるのか

A4: そのような日のCPC（検討会）に出席した場合には、出席は1回分としてカウントされる。ただし、CPC要約の提出については、行われた症例のうち1症例分しかカウントされない。すなわち、同一日に行われた複数の症例について複数のCPC要約を提出しても1症例分以外は無効である。提出する1症例については行われた症例のいずれを選んでも良い。